

令和7年度 大津市立木戸小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、木戸小学校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どものいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、木戸小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対応	
2	「いじめ対策委員会」の設置	7
(1)	役割	
(2)	構成員	
(3)	関係する校内委員会等との連携	
(4)	いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
(1)	基本方針、年間計画の見直し	
(2)	基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	9
5	その他(資料等)	11

Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・ 児童会を主体とした6月と10月の「木戸っ子集会」の開催 ・ 児童会行事等で楽しい木戸っ子ソングを歌い継ぐ（1年生を迎える会・木戸っ子集会等）
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・ 「木戸小の子どもと先生の当たり前」と委員会の常時活動をタイアップさせ、活動の充実を図る

		・木戸っ子心の目標「世界で一番心のあたたかい木戸小をめざそう」に沿った学級の実践（いじめ撲滅宣言など）
--	--	---

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・人権擁護委員による授業 ・専門家による授業
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・外部講師による研修会 ・児童のインターネット使用状況の把握調査 ・安心してインターネットを使うためにできること、「我が家のルールづくり」の啓発
38	相談することの大切さに関する啓発	・自分と友達のいのちを守る合い言葉「教室：きづいてよりそい<u>う</u>なずいて<u>し</u>んらいできるおとなに<u>つ</u>たえよう」の可視化と啓発
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・道徳教育推進担当教員と連携し、人権意識の醸成（人権週間などの取り組みを含む） ・「木戸小の子どもと先生の当たり前」の指導・支援・振り返り
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・人権擁護委員による授業 ・代表委員による「世界で一番心のあたたかい木戸小」を目指した取り組みと掲示 ・専門家による授業
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・学校独自の学ぶ力向上振り返りシートを用いた木戸小スタンダードの実践（児童の環境を整える） ・「木戸っ子の笑顔輝く教育をめざして」共通理解・共通実践 ・重点目標の見える化「子どもの目をみて話しましょう、聞きましょう」
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・たてわり遊び（１年から６年までの異年齢交流）

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・年度初めの研修会での基本方針の周知 ・子ども支援コーディネーターによる啓発活動の実施 ・いじめ防止基本方針のHPによる周知

44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・ HP または学校だよりにて子ども支援コーディネーターなど学校への相談窓口を提示
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・ 学期に 1 回「木戸の子を語る会」の実施（2 学期は SC を含めた会を開く） ・ 職員会議後のミニ研修 ・ いじめ対策委員会の設置と充実
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・ いじめ対策委員会での方針決定、事案後の児童への指導と支援の補助 ・ 週 1 回または適時、いじめ対策委員会内容を全職員へ共通理解と報告

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 地区別会議、ミニ地区別会議の実施 ・ 毎日の地区別登下校指導 ・ 民生委員、児童委員（スクールガード）連絡会
・ 子ども支援コーディネーターによるいじめ防止啓発活動の実施 ・ SC を交えた木戸の子を語る会の実施

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対

しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ 6 月、10 月、2 月に実施→集約→対応 ・ 保護者アンケートの実施（年間 1 回）→集約→対応
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 6 月、10 月の教育相談月間中に、生活アンケートの実施→集約→対応 ・ 6 月、10 月、2 月に生活アンケート後、全児童と担任との個別懇談の実施→集約→対応 ・ 保護者個別懇談でのいじめ等の相談、把握→集約→対応
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ 毎登下校時、校門辺りの見守り活動 ・ 登校時、昇降口でのあいさつ、見守り活動 ・ 始業前、休み時間の見守り活動
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・ 保護者からの連絡方法の工夫と啓発 ・ tetoru での欠席状況や児童の様子との共有 ・ 子ども支援コーディネーターなどの相談窓口の周知

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・ 週 1 回のいじめ対策委員会での情報集約 ・ 疑い事案時のいじめ対策委員会の早期招集 ・ 学期に 1 回「木戸の子を語る会」の実施
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・ 疑い事案時のいじめ対策委員会の早期招集、把握→集約→対応
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・ 保幼中との定期的な連携、通級指導教室等各機関との連携

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 登校班日誌を基に週に 1 回の報告、相談活動の実施
・ SC を交えた木戸の子を語る会の実施

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まらないときなど、学校がいじめられている児童を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対応を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめ対策委員会を緊急または週 1 回実施し、方向性を決定し対処
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ 管理職、教務を含めた複数教員で対応 ・ 専門家との連携 ・ 市教委への連絡、相談

56	インターネット上のいじめへの対応	・保護者との連携（我が家のルールづくり） ・専門家との連携
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・生徒指導部会およびいじめ対策委員会でのアンケートの検討
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・複数で作成 ・複数で管理
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・いじめ対策委員会の方向性に基づき報告、懇談、家庭訪問の実施 ・解決後も、連絡、見守りの継続
学校独自の取組		・SCによる研修

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

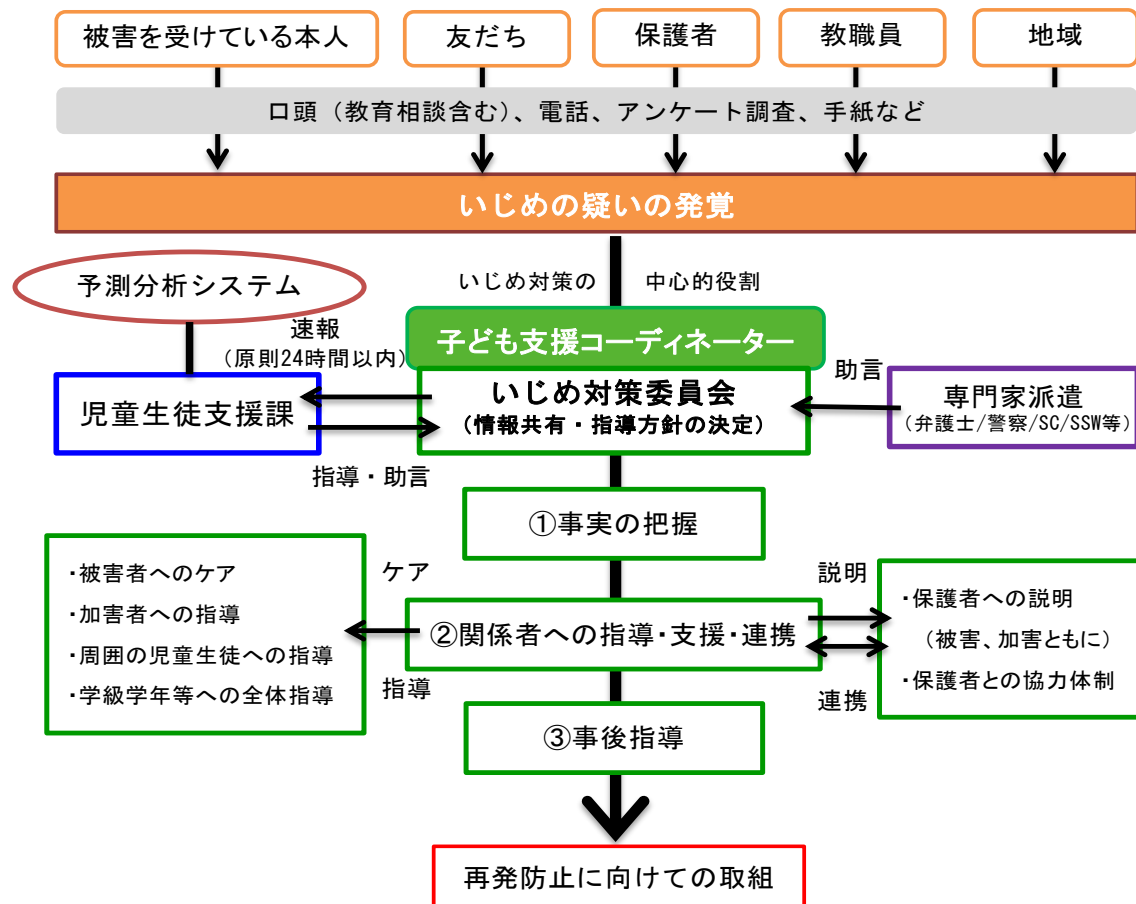
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としてします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 木戸の子を語る会 (①・②・③) 生徒指導部会 (①・②・③) 木戸っ子会議 (①) 保護者懇談 (①・②・④) 地区別児童会 (①・④)	
5	PTA 総会 (④) 木戸っ子会議 (①) 生徒指導部会 (①・②・③) 学校運営協議会 (④)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 生活アンケート実施 (①・②・③) 個別懇談 (①・②・③) 教育相談 (②・③) 木戸っ子集会 (①) 木戸っ子会議 (①) 生徒指導部会 (①・②・③)	・児童会 (生徒会) を中心にした取組の実施
7	学級懇談会 (①・④) 木戸っ子会議 (①) 生徒指導部会 (①・②・③)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④) いじめ対策校区研修会 (①・②・③・④) 生徒指導部会 (①・②・③) 木戸の子を語る会 (①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連した研修 ・SC を交えた研修会
9	木戸っ子会議 (①) 道徳参観 (④) インターネットいじめ防止教室&PTA 研修会 (①・④) 生徒指導部会 (①・②・③) 地区別児童会 (①・④)	・外部講師を招いたインターネットいじめ防止教室&PTA 研修会
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 生活アンケート実施 (①・②・③) 個別懇談 (①・②・③) 木戸っ子会議 (①) 生徒指導部会 (①・②・③)	

11	生徒指導部会(①・②・③) 木戸っ子会議(①) 木戸っ子集会(①) 学校運営協議会(④)	
12	保護者懇談会(④) 人権週間(①・②・③) 木戸っ子会議(①) 生徒指導部会(①・②・③)	
1	木戸っ子会議(①) 生徒指導部会(①・②・③)	
2	教育相談(①・②・③) 生活アンケート実施(①・②・③) 個別懇談(①・②・③) 木戸っ子会議(①) 生徒指導部会(①・②・③) 学校運営協議会(④)	
3	木戸っ子会議(①) 木戸の子を語る会(①・②・③) 生徒指導部会(①・②・③) 地区別児童会(①・④)	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック(①・②) いじめ対策委員会(①・②・③) 登校班日誌の確認と指導(①・②・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

（A）子ども支援 Co による児童対象のいじめ防止啓発のプレゼンテーション（例）



**せかいいちこころの
あたたかい きどしょうがっこう**

- 1 -

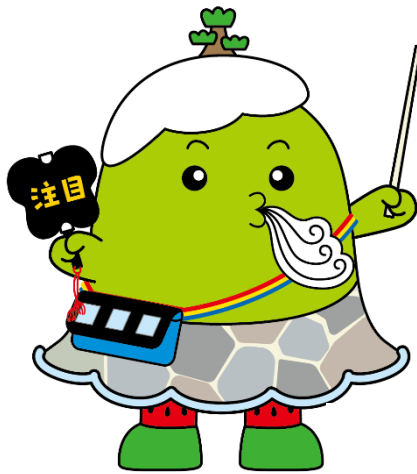
いじめとは・・・

- こどもが、あるこどもの こころや からだに こうげきをすることです。
- いじめられているこの こころや からだが きずついたり、くるしんだりすることです。
- インターネットいじめも、いじめです。
- 「ふつうなら、このていどやられても へいきだよ」は、いいわけになりません。そのこが きずつけば、いじめです。

- 2 -

いじめ防止対策推進法

(いじめぼうしたいさくすいしんほう)

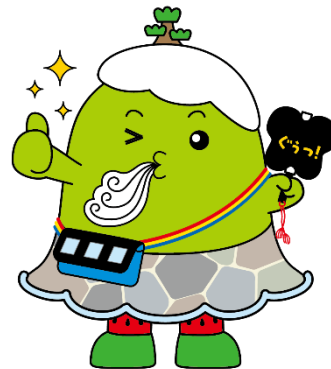


- ・いじめは、こころや からだをきずつけます。
- ・きょういくをうけるけんりや、にんげんとしてのいきるけんりを きずつけます。
- ・こどものせいちょうに がいをあたえます。
- ・いのちがきけんになることもあります。

この ほういつは、
いじめを ぼうしする
ためのもの。

- 3 -

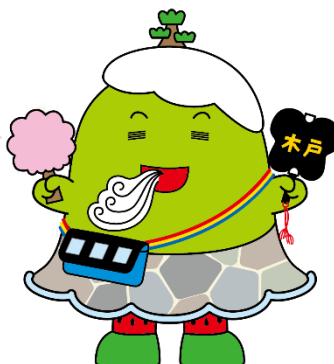
みんなで きょういよくしあって
いじめを ぼうしなくては
なりません！



- 4 -

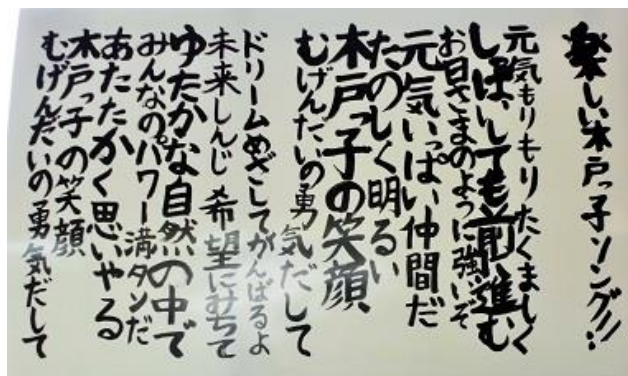
おとなが きょういよくしあうこと

- みんなのところが ゆたかに
なるような まなびを！
- せんせい・おうちのかた・ちいき
のかた・いろいろなひとが
いじめぼうしにむけて
たいさくを すすめます。



- 5 -

せかいいち こころのあたたかい 木戸小学校



- 6 -

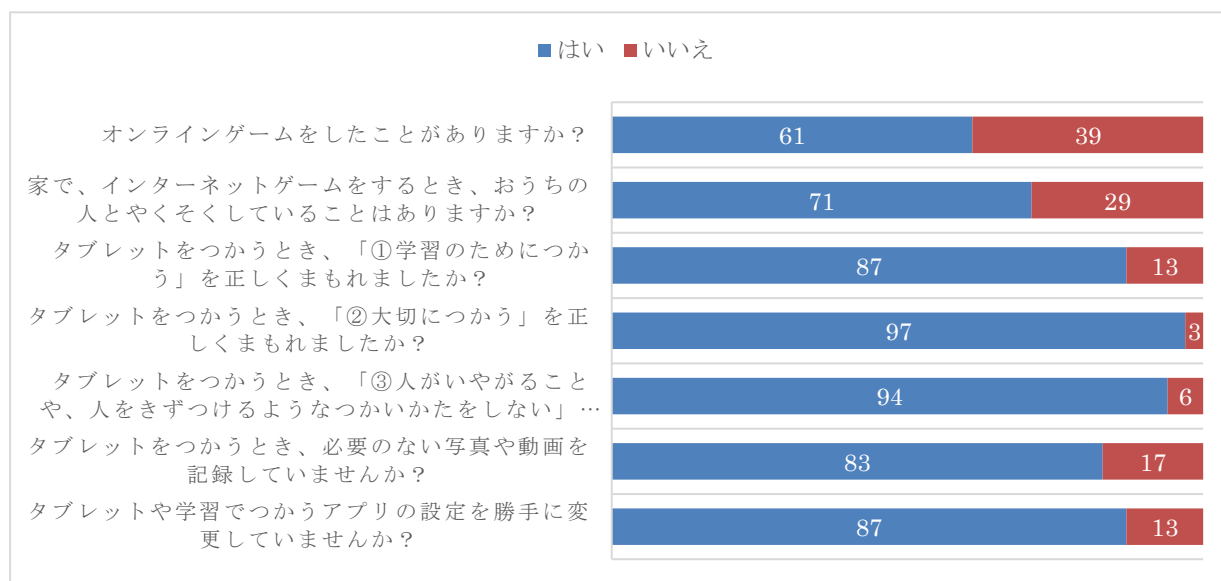
安心してインターネットを使うためにできること

令和6年2月

大津市立木戸小学校

10月の「いじめ撲滅月間」の取り組みとして、各学級で生活アンケートを実施し、その結果を基に個別面談を行いました。本校の傾向として、年々オンラインゲーム上でのトラブルは減っています。各家庭において、ゲームやインターネットを使用する時のルールを話し合い、安心して安全に使用できるように見守りをして頂いていることに改めて感謝いたします。今後も児童の実態に応じた指導を家庭と学校とが連携して継続的に行っていきたいと考えています。

また、GIGA スクール構想で1人一台端末環境が整備されてきました。これらを踏まえ、今年度も「オンラインゲーム」に加えて、「GIGA3 か条①学習のためにつかう②大切につかう③人がいやがることや、人をきずつけるようなつかいかたをしない」について、子どもたちの実態の調査を行いました。結果は、以下の通りです。



平日(へいじつ)どのくらいの時間(じかん)オンラインゲームをしますか？

- ①1時間以下(30%)
- ②1～2時間(39%)
- ③2～3時間(17%)
- ④3時間以上(14%)

ゲームをするとき、どんな約束がありますか

- ① 時間制限がある(39%)
- ② 使っても良い場所が決まっている(10%)
- ③ 勝手にアプリをダウンロードしてはいけない(26%)
- ④ 食事中は、タブレットを使っちゃいけない(25%)

また、2学期には4, 5, 6年生と保護者を対象とした専門家による「スマホ・ケータイ安全教室」を実施しました。

その中で、インターネット上でのトラブルを未然に防ぐためには、まずどんな危険性があるのかを知っておくことが大切であるということを学びました。また、家庭のルールづくりの必要性や未成年は自分のスマホを契約するのではなく、保護者が貸し出す形で契約される物だということについても学びました。

子どもたちはこれから大人になるまでにいろいろなことを勉強していきますが、インターネット利用もそのひとつで、「何が正しい情報か」「何が悪い情報か」「書き込んで良い情報かどうか」を自分で見極める力をつけていかなければいけません。

学年末が近づいてきましたが、いつお子さまが危険に巻き込まれてもおかしくない状況にあると考え、ネットトラブルの未然防止に向けて各ご家庭で①自分の使い方について振り返る②危険性について知る③家族で話し合っ

インターネット利用のためのルールづくりについて

＊なぜそのルールが必要なのか、**お子さんと話し合い、ともに理解した上で**ルールを作りましょう。

＊お子さんが使おうとするインターネットサービスを、保護者がお子さんと一緒に使ってみましょう。**危険性を共有し、ルールづくりを始めるきっかけ**になります。

＊お子さんの年齢や能力によって、我が家のルールをつくりましょう。

＊作成したルールをしっかりと守ることができたら、ルールの見直しをしましょう。

＊ルールを守れなかったときの約束事をあらかじめつくっておきましょう。

《留意点とルール例》

①利用時間

【睡眠時間・学習時間を削って利用する傾向にあるため、利用時間を制限することが必要になってきます。】

【ルール例】1日1時間以内にする。夜9時以降は使用しないなど

②利用のマナー

【公共の場での社会のルールやマナーを守ることが大切です。】

【ルール例】**歩きながら、自転車に乗りながら使用しない。公共施設（電車、図書館、病院、バスなど）での使用はひかえるなど**

③他人への思いやりや配慮

【文章の読み手や連絡相手の状況、気持ちに配慮することが必要です。】

【ルール例】**自慢話、他人の悪口、人のいやがることなどを書き込まない。メールの即時返信を強要しないなど**

④利用サイト・機能の制限

【年齢や発達段階に応じて、利用サービスや機能を制限することが必要です。フィルタリングは必須です。】

【ルール例】**怪しいホームページにはアクセスしない。アプリをダウンロードする時は親と話し合っ**

⑤危険の回避

【ネット上には危険がいっぱいです。安全のための約束をしておく必要があります。】

【ルール例】**ネットで知り合った人と会わない。知らない人のメールに返信しない。顔写真や氏名、住所など個人を特定できる情報を公開しない。ID やパスワードを安易に人に教えないなど**

⑥利用場面の制限

【制限をしないと、いつでもどこでも使用することにもなりかねないので歯止めが必要になります。】

【ルール例】**やるべきことを優先する。食事中や入浴中は使用禁止。人が集まっている時などは利用をひかえる。居間（家族のいる部屋）で使用するなど**

⑦ルールを守れなかった時の対応

【機械的に罰を与えるのではなく、考えさせる機会を持ちたいものです。同時に、ルールを変えたい場合は親に相談することも約束しておくといわれます。】

【ルール例】**ルールを守れなかった時、何が悪かったのか話し合う。それでも守れなかった時は○日間利用禁止。利用禁止を○回繰り返した時は契約を解除するなど**

⑧保護者の監督

【機器は保護者が貸し与えているという原則を押さえた上で、保護者が履歴の確認をし、利用を管理する監督権を持つことが重要です。】

【ルール例】**パスワードはかけない。いつでも両親に見せられるようにする。みんなのいる部屋で使用する。週に一度利用状況を確認するなど**